

# 外来生物法に基づき特定外来生物に指定されるハヤトゲフシアリ等 14 種類に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示の一部改正について

令和 2 年 11 月 2 日（月）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、ハヤトゲフシアリ等 14 種類が新たに特定外来生物に指定されることに伴い、特定外来生物の種類ごとに定める特定飼養等施設の基準の細目等（告示事項。以下「基準の細目」という。）が一部改正され、本日の官報に掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、基準の細目の改正について令和 2 年 9 月 14 日（月）から同年 10 月 13 日（火）にかけて実施した意見募集（パブリックコメント）について、意見の提出はありませんでした。

## 1. 基準の細目の改正

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令第 169 号。）が改正され、ハヤトゲフシアリ等、ヨコエビ科の 1 種、外来ザリガニ類（アメリカザリガニを除く）、エフクレタヌキモ等の合計 14 種類（4 科・4 種群・5 種・1 交雑種）が特定外来生物に追加されます。（資料 1）

今般、特定外来生物に指定したハヤトゲフシアリ等に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める等の所要の改正を行いました。

## 2. 意見募集（パブリックコメント）の結果

令和 2 年 9 月 14 日（月）から同年 10 月 13 日（火）にかけて実施した、基準の細目の改正に係る意見募集（パブリックコメント）について、意見の提出はありませんでした。

## 3. 添付資料

資料 1：特定外来生物の指定対象種について（令和 2 年 11 月 2 日指定）

資料 2：「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について

別紙 1：生物ごとの特定飼養等施設の基準の細目等の改正

参考資料：各特定飼養等施設の詳細

環境省自然環境局野生生物課  
外来生物対策室  
代 表 03-3581-3351  
室 長 北橋 義明  
室長補佐 水崎 進介  
担 当 前田 尚大（内線 6688）